

平成25年6月11日

公的統計の品質保証ガイドラインについて

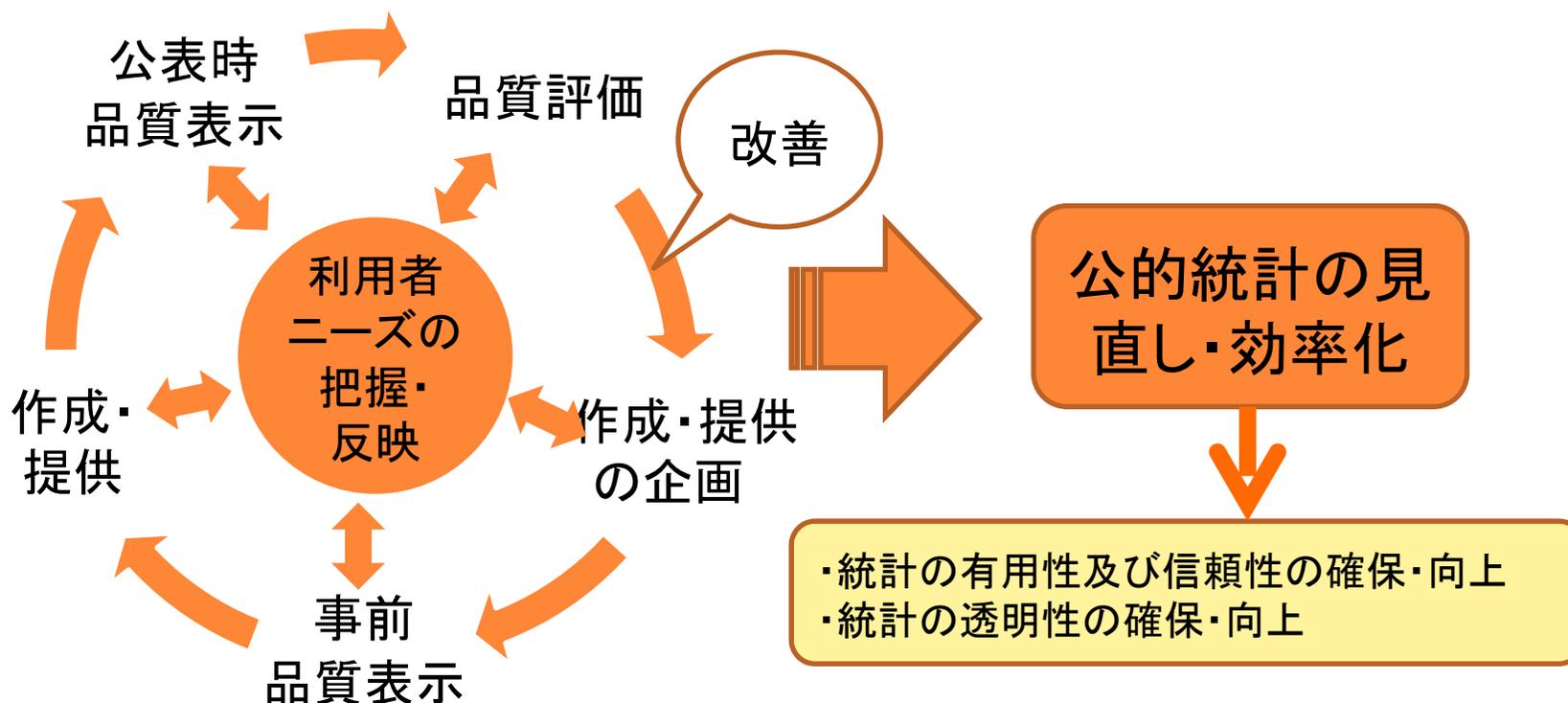
総務省政策統括官(統計基準担当)室説明資料

公的統計の品質保証ガイドラインの概要①

「公的統計の品質保証」

⇒ 行政機関における利用者ニーズに対応した公的統計の作成・提供、その品質の表示・評価・改善を通じ、公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を目指す活動を推進するための標準的な指針

【公的統計の品質保証に関するガイドライン(2010年3月策定、2011年4月改定)】



公的統計の品質保証ガイドラインの概要②

適用範囲

基幹統計(統計法第2条第4項)

※加工統計・業務統計を含む

一般統計調査(統計法第2条第7項)

基幹統計から優先的に取組
(業務統計についても準じて取組)

実施方法

実施体制

可能な限り客観性・専門性を担保できる体制を構築

品質の表示

- 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」との整合性に留意
- ガイドラインに掲げられた「公的統計の品質表示事項」に基づいて表示の充実を実施
- 表示内容は定期的に見直し

品質の評価

- ガイドラインに掲げられた「公的統計の品質評価事項」に基づいて自己評価を計画的に実施
- 要素間のトレードオフの関係にも留意し、総合的な視点から実施
- 客観性・透明性を確保するため、その結果概要を公表

その他

計画的な推進

5年程度の実施計画を策定し、同計画に沿って実施

情報共有等

各府省の情報共有、見直しの検討を引き続き実施

※ ガイドラインを補完する事務マニュアルも作成

参考 公的統計品質保証ガイドラインにおける要素

